

各 位

弊社従業員の逮捕および弊社と輸入業者の書類送検に関する報道について

本日午前中、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、「種の保存法」という。）違反容疑で弊社従業員 3 名が逮捕、および、弊社と輸入業者の書類送検の報道がありました。

このような事態は極めて遺憾であり、日頃から弊社をご利用、ご愛顧いただいておりますお客様、株主様ならびに関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことについて、深くお詫び申し上げます。

1. 本件の概要と本日までの対応

本件は、弊社店舗（ペットセンター守谷店）で、販売の目的で陳列した国際希少野生動物種の鳥 2 羽（オオバタン、コバタン各 1 羽ずつ）に関して国際希少野生動植物登録票がなかったこと、および、そのうちの 1 羽の鳥（オオバタン）の仕入、販売に関しても同登録票がなかったことで、「種の保存法」の違反容疑で本年 6 月 15 日に 3 名が逮捕されたものです。

弊社としましては、本年 3 月 1 日に警察による立入調査をうけてから、関係当局の調査に全面的に協力するとともに、再発防止およびコンプライアンス強化のための対策を進めてまいりましたが、本日まで本件の捜査に支障をきたさぬよう公表を控えておりました。

2. 今後の対応

現在、弊社では、知識向上のために法令に関する勉強会の実施や仕入管理の徹底、および発注時に法律に抵触する生体かどうかを確認できるシステムを構築し、本年 6 月 12 日より運用を開始し、再発の防止に努めております。

弊社は、今後とも関係当局の捜査に全面的に協力をしていくとともに、徹底した再発防止およびさらなるコンプライアンスの強化に努めてまいります。また同時に、今般の事態を極めて厳粛に受け止め、信頼回復に努めてまいります。

以 上

※本件に関するお問合せ先

株式会社ジョイフル本田

広報・I R 部 Tel No.029-828-5323